墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２７年１２月１１日

墨田区長　　山　　本　　　　亨

墨田区条例第５０号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年墨田区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の２５」を「１００分の３３」に改める。

別表中「９１１，０００円」を「９１６，０００円」に、「７８３，０００円」を「７８７，０００円」に、「６４７，０００円」を「６５１，０００円」に、「６２５，０００円」を「６２８，０００円」に、「６０６，０００円」を「６０９，０００円」に改める。

第２条　墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の３３」を「１００分の２５」に、「１００分の１５５．５」を「１００分の１５９．５」に改める。

付　則

この条例は、平成２８年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年４月１日から施行する。